

関自旅二第1654号の2
平成27年2月17日

一般社団法人 東京都個人タクシー協会会長 殿

関東運輸局 自動車交通部長



東京国際空港の定額運賃の設定について

施設及びエリアに係る定額運賃は、定額運賃適用施設と一定のエリア内との間の最短経路に基づき設定することとしている。

また、定額運賃の設定において、タクシー乗り場等が複数存在するような大規模集客施設の場合、乗り場ごとに異なる定額運賃を設定することは利用者の混乱を招くおそれがあることから、同一施設に設定する運賃は一つの運賃とすることを基本としており、この場合、定額運賃の設定に係る施設の起点又は終点は、当該施設の利用実態等に照らすべきである。

東京国際空港においては、昨年3月の国際線発着枠の拡大に伴い国際線ターミナルからのタクシー利用者が急増していることから、この状況等を踏まえた設定を認めることとしましたので、通知致します。